

吉川市の障がい者虐待の状況

1 障害者虐待防止法

平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が施行。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めている。

2 障害者虐待通報件数

(単位：人)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
養護者による虐待	2	0	3	0	1
障害者福祉施設従事者等による虐待	0	0	0	0	1
使用者による虐待※	0	0	0	0	1
通報件数 計	2	0	3	0	3
うち虐待と判断し、何らかの対応を行った件数	2	0	3	0	2

※ 使用者による虐待は、県労働局で対応した件数

3 障がい者虐待についての窓口および啓発活動

(1) 相談・通報先

吉川市役所障がい福祉課障がい支援係

埼玉県障害者権利擁護センター

(2) 啓発活動

市ホームページにて、障害者虐待防止法、虐待通報窓口の案内を実施。

H30 年度は、埼玉県虐待禁止条例が施行予定。広報、ホームページにて掲載、新庁舎及び市内公共施設にポスター掲示を実施予定。